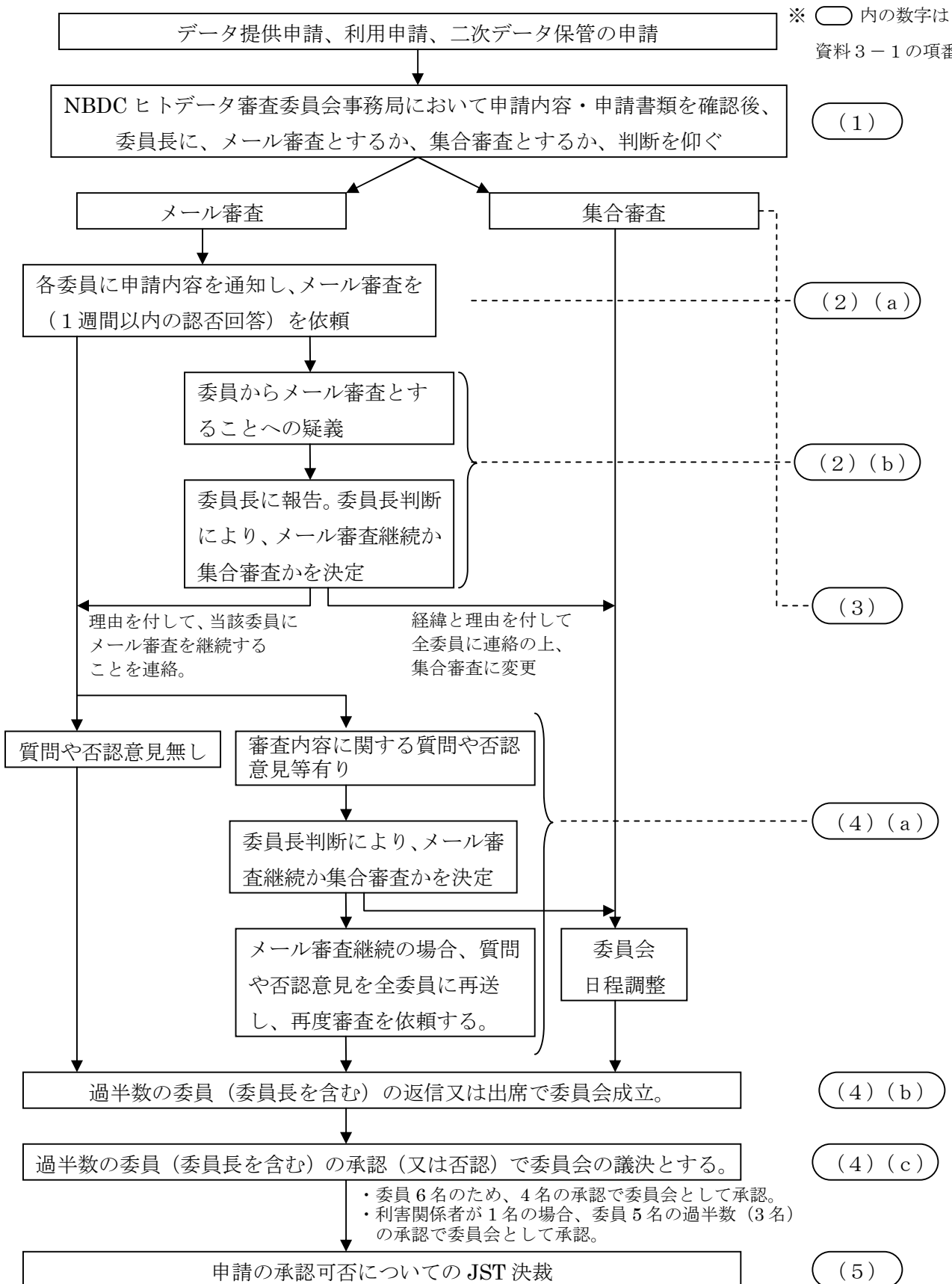


NBDCヒトデータ審査委員会 審査流れ図 (案)



※委員が利害関係者（以下の a 又は b に該当）の場合、当該審査には加わず、委員会成立要件及び議事承認（又は否認）要件の母数とはしない。

a.申請された研究に関して、申請者と緊密な研究を行う者。

（例えば、申請された研究に参加している者、申請された研究について申請者と共同研究を実施している者等）

b.その他 JST が利害関係者と判断した場合。

※委員長が利害関係者に該当する場合、委員長は委員の中から委員長代理を指名する。